

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

東通村は、下北半島東側に位置し、東西24キロメートル、南北32キロメートルの細長い村で、西にむつ市と横浜町、南は六ヶ所村に隣接し、面積は約295.27平方キロメートルで、29の集落が構成されている。その大部分が山林・原野であり、全体的になだらかな地形となっている。北に津軽海峡、東は太平洋に面している。

(洪水:ハザードマップ)

当村の洪水・土砂災害ハザードマップによると、青森県が管理する河川における洪水浸水想定区域は、田名部川(当村蒲野沢～むつ市の区間)が該当する。蒲野沢、石持地区では、3.0mから5.0m未満の浸水が想定されているが、住宅密集地や商業地区は、含まれていない。鹿橋地区では、0.5mの住宅地への浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当村の洪水・土砂災害ハザードマップによると、山間部のほか、29地区のうち18地区(蒲野沢・上田代・老部・白糠・尻屋・尻労・岩屋・古野牛川・入口・稲崎・野牛・石持・鹿橋・砂子又・上田屋・袈部・目名・向野)が土砂災害警戒区域に、15地区(岩屋・目名・蒲野沢・上田代・老部・白糠・尻屋・尻労・袈部・古野牛川・入口・稲崎・野牛・石持・鹿橋)が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

村内は大部分が山林であり、がけ崩れや地滑り等土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所が多数存在するエリアが広がっている。

(地震:J-SHIS)

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、当村においては、今後30年の間で震度6弱以上の地震が最大で36%の確率で発生すると予測されており、東通村商工会館が位置する砂子又地区では10%の確率で発生すると予測されている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度6の地震が予測されている。

(その他)

当村は、地震の震源地によっては、津軽海峡や太平洋に面する海岸沿い12地区(石持・小田野沢・老部・白糠・尻屋・尻労・岩屋・袈部・古野牛川・入口・稲崎・野牛)が津波災害警戒区域に指定されている。

また、多積雪期において、大規模な地震等の災害が発生した場合には、雪の重み等による建物倒壊の危険が増大する他、交通機関・通信網の障害等により、避難所開設の遅れ、遠隔地における物資不足等が予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (R4. 4. 1 現在)

- ・商工業者数 271名
- ・小規模事業者数231名

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)	
商 工 業 者	建設業	53	43	村内の大規模集落 (小田野沢地区) に分布
	製造業	12	10	村内の全域に分布
	卸売・小売業	62	53	村内の全域に分布
	飲食店・宿泊	30	30	村内の大規模集落 (老部・小田 野沢・岩屋地区) に分布
	サービス・その他	114	95	村内の全域に分布

(3) これまでの取組

1) 東通村の取組

- ・東通村地域防災計画の策定 (風水害編、地震・津波編)
- ・東通村地域防災計画の策定 (原子力編)
- ・東通村国土強靱化計画の策定
- ・災害時における協定
- ・東通村防災ハザードマップ作成、全戸配布
- ・防災訓練の実施

2) 東通村商工会の取組

- ・国発行の「事業継続力強化計画認定制度の案内」等のリーフレットを小規模事業者等に配布しながら BCP の必要性や施策活用に関する情報を提供して、必要に応じて計画策定の支援をしている。
- ・東通村商工会事業継続計画 (BCP) を策定している。
- ・地震、台風、豪雨等の自然災害発生時に会員事業者の被災状況について情報収集して、青森県商工会連合会へ報告している。
- ・小規模事業者に対して火災、地震、台風、豪雨等の災害リスクやそれに伴う経営休業、自動車事故、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、青森県商工会連合会、青森県火災共済協同組合等と連携し損害保険等の普及・加入促進を行っている。
- ・東通村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・毎年1回の避難訓練、消火訓練の実施

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、村外から通勤する商工会職員が大半であることから土日、夜間・早朝の時間帯での災害発生時においては、緊急対応できないことから役員、青年部・女性部等の村内在住者の協力体制の構築も必要である。

更には、保険・共済に対する説明、加入促進については担当者が主に担っているが、当会職員全員で情報共有しながら小規模事業者にベストマッチする保険・共済を提案できる体制を構築し、有事の際のリカバリーの一助とする必要がある。

また、当村は、地震、台風、豪雨はあるものの事業活動に影響を与える甚大な被害は稀有なこ

とから、小規模事業者のBCPの策定に関心が低い面がある。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒薬等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

Ⅲ 目標

本計画の目標設定にあたっては、東通村地域防災計画に基づき、想定外の大規模自然災害等にも備えた中小企業等に対する事前防災や災害発生後の早期復旧の対策について、村、商工会等が連携して取り組むこととし、特に小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・村外在住職員もいることから災害発生時の連絡・情報収集を円滑に行うため組織内における体制をケースバイケースで可視化しておき、当会と当村との間における被害情報の共有化を図り、報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また地域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年 4月 1日～令和10年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前対策＞

東通村地域防災計画や「新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する 災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(仕物の固定等)や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・(別添参照) 東通村商工会事業継続計画(BCP)作成(令和4年作成)

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災保険株式会社、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命保険株式会社から専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした「普及啓発セミナー」や損害保険や生命保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を定期巡回にて行う。
- ・(仮称)東通村事業継続力強化支援連絡会議(構成員: 当会、当村商工担当課・防災担当課)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・村が実施する総合防災訓練と連携しながら、自然災害(東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、当村との連絡手段の確認等を行う。また、必要に応じて訓練に参加する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

<2. 発災後の対策>

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

以下の状況が生じた時、6時間以内に職員の安否確認を行う。

条件	手段	その他
職員が当会事業所への被害発生情報を知ったとき。 土砂災害警戒情報、気象特別警報が発表されたとき	電話、メール、SNS等	業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認し、村と共有する。職員自身が身の危険を感じるような状況での出勤はせず、自身の安全確保を優先する。
国内感染者発生後	職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。	
感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合	当村における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。	

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や以下の被害規模の目安表により被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること
 - イ. 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口設置 ・被害調査、経営課題の把握 ・復興支援策業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内住家、事業所、店舗で看板等の損傷、ガラス割れなど、一部破損の比較的軽微な被害が発生している場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

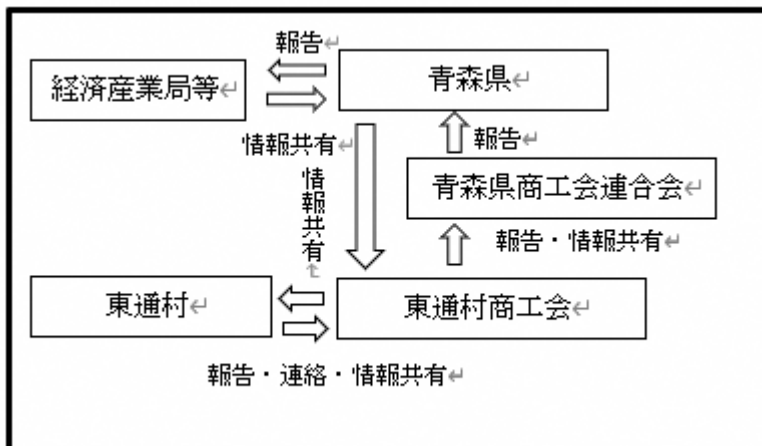
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後～1日	1日に3回共有する
1日～1週間	1日に2回以上共有する（毎朝、毎夕）
1週間以上～1ヶ月	1日に1回共有する（毎朝）
1ヶ月以降～	2日に1回共有する（毎朝）

- ・当村が策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連携体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が增大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を東通村を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について確認する。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当村より青森県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当村と相談する（当会は、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性が確認されたあと商工会館において実施する。現在地の商工会館が被災した場合、当村と相談し代替施設にて設置する。
- ・地区内の小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

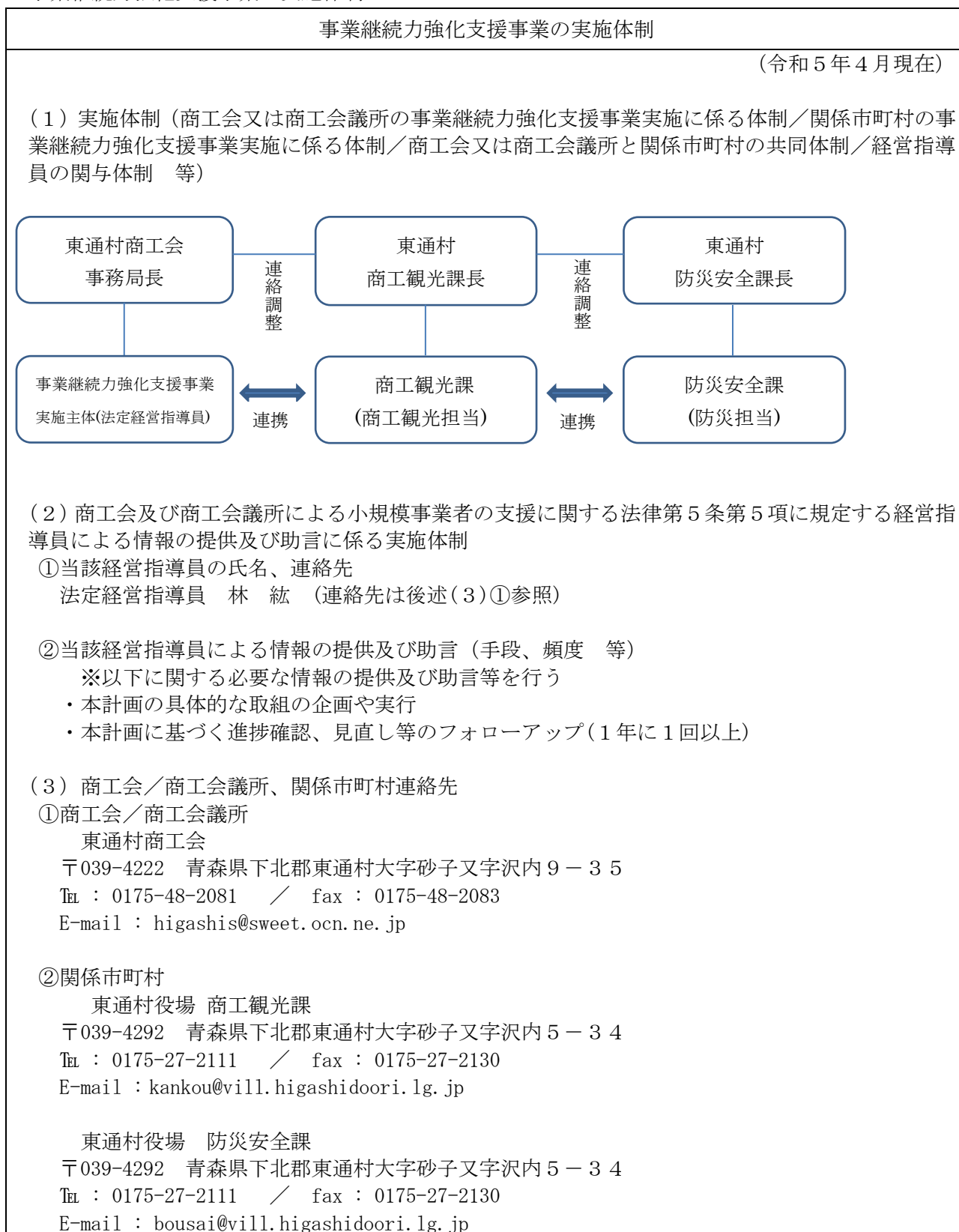
- ・青森県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
具体的には、災害時における中小企業支援策として、相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別保証融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政等による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会広域連携協定書を締結している横浜町商工会や他の地域からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談し対応する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東通村補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。